

議会運営委員会 会議録

日 時 令和4年8月18日（木曜日）

午前10時00分開会、午前10時28分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

(1) 令和4年第3回定例会の運営方法について

(2) 議会における個人情報保護について

(3) 一般質問における議場内ディスプレイへの資料表示の検討について

(4) その他

5 閉 会

出席委員（7名）

委員長 海老原 一郎

副委員長 平石 勝司

委 員 篠塚 昌毅

委 員 鈴木 一彦

委 員 下村 壽郎

委 員 今野 貴子

委 員 勝田 達也

欠席委員（0名）

その他出席した者

議 長 小坂 博

副議長 塚原 圭二

事務局職員出席者

局 長 塚本 隆行

次 長 天貝 健一

次長補佐 小野 聡

主任 津久井 麻美子
主任 松本 裕司
主幹 鈴木 優大

傍聴者（0名）

○海老原委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありませんね。

（「ありません」との声あり）

○海老原委員長 では、議長から御挨拶願います。

○小坂議長 朝早くからありがとうございます。協議事項が数件ありますがよろしくお願ひいたします。

○海老原委員長 早速ですが、協議事項に入ります。サイドブックス、議会運営委員会、令和4年、8月18日開催をお開きください。協議事項1 令和4年第3回定例会の運営方法について協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

○天貝事務局次長 茨城版コロナネクストの対策ステージに対応した議会運営方法でございます。現在はステージ3でありまして、それに該当する議会運営方法は網掛けの部分になります。上から議席、議場のドアについてはこれまでと同じです。3番目の一般質問は、人数制限は無いものの質問時間は答弁込みで各方式ともに60分になります。次に、その下の一般質問時の議場への出席者については、議員・執行部共に制限無しでございます。委員会の開催方法につきましては、第1委員会室での開催となり同時開催は出来なくなります。第3回定例会をこの表に則って行うとこのような運営方法になりますが、改めて御協議をお願いいたします。なお、本日決定する運営方法は仮に今後ステージが変わっても、その決定を維持することとなりますので、よろしくお願ひいたします。また、6月定例会前の議運において、一般質問の際にマスクを外すか否かの議論がありまして、近隣市町村の状況を調査した上で次回協議することとなっております。そうしたことから県南議長会の9市に調査をかけたところ、3市がマスクのみの対応で、他の6市がアクリル板とマスクとの併用で、その内1市が体調不良や息苦しいときに限りマスクを外すことを認める、というものでありました。前回議論された時点のコロナの状況と現在の状況は大きく変化しておりますので、それを踏まえて御協議をお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、御意見等ありますか。

○篠塚委員 委員会の開催方法なんですけど、9月は予算決算委員会がかなりあると思うんですけど、日程は余裕を持って取っていると思いますが、その辺はどうですか。

○天貝事務局次長 1日に1委員会ずつ第1委員会室で開催できるよう日程を取っております。

○海老原委員長 その他いかがですか。マスク着用についてはいかがですか。

○勝田委員 マスク着用とアクリル板についてはされた方が良いのかなど。なぜかというのと、議会というのはメッセージ性というのものもあるわけですから、マスクを着用しないというのを推奨しているわけでは無いと思うんですよね。世間的にも。ですからした方が良いのではないかと。

○海老原委員長 今勝田委員からマスク着用ということが出たんですが、この案の一番下に書いてあります答弁者と共有する登壇席で質問する際はマスクを着用することとあります。ですから一問一答の場合はどうするかですね。

○勝田委員 執行部はマスクをされているわけですよね。であれば議員も一問一答の方もマスクをされた方が良くと思います。

○海老原委員長 執行部も一問一答の場合は自席で。

○勝田委員 自席でマスクはされているんですよね。執行部も含めてどうするかということですよね。私はされた方が良くと思います。

○今野委員 全国的に感染者数が増えている状況ですので、勝田委員のおっしゃったようにまだまだ危ないというメッセージを発するために、マスク着用の方が無難なのかなと思います。

○海老原委員長 一問一答も含めていかがでしょうか。

○篠塚委員 委員会も含めてなので。9月定例会は全てマスクを着用するというようにすればよろしいんじゃないでしょうか。

○海老原委員長 篠塚委員から全てマスク着用という意見がありましたが一問一答でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは、ただ今のとおりといたします。本日決定いたしました第3回定例会の運営方法については、議会運営委員長より書面で議長に報告し、議長より全議員にメールにて周知していただきたいと思っております。つづいて、協議事項2議会における個人情報保護について協議をお願いします。事務局より説明願います。

○天貝事務局次長 本市議会の保有する個人情報の保護につきましては、これまで土浦市議会が保有する個人情報の保護に関する規程により運用されておりました。この規程では市長部局の取扱の例によることとしておりました。実際に運用された事例は私の知る範囲では無かったと思われまして、そうした中、今般個人情報の保護に関する法律の改正に伴い本市議会でも対応が必要になったものでございます。1番は、個人情報保護法の改正と、それが議会に適用されるのかについてです。これまで個人情報保護のルールは各地方公共団体がそれぞれ定めていましたが、今回の法改正により国の統一した基準により各団体に直接適用されることとなります。しかし、それは市長部局のみに適用されるもので議会には適用されないというものです。加えて、議会は自律的な措置を講じることが望まれるとされております。そうした状況を踏まえまして2番、議会に関する個人情報保護についてです。全国市議会議長会は、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会と共同で、個人情報保護委員会及び総務省の助言・協力により各市議会が

個人情報保護条例を作成するための条例案を策定しました。その内容は、改正法に準じた内容になっております。つづいて3番、議会が保有する個人情報とは何かと申しますと、具体的には請願陳情の署名簿、参考人等に関する情報、傍聴人の受付簿、退職された議員の経歴などの情報が対象となりまして、各議員が議員活動で知り得た個人情報は対象外ということになります。つづいて4番、罰則規定についてです。条例案には罰則規定が設けられておりまして、対象となる行為は事務局職員等が自己若しくは第三者の利益のために収集し又は提供することなどで、罰則の内容は懲役又は罰金を科すものがございます。なお、罰則についても議員は対象外ということになります。5番、今後のスケジュールです。法律の施行が令和5年4月1日であることから、本年第4回定例会で本市議会の条例を制定するというものがございます。なお、罰則規定が設けられている関係で水戸地方検察庁との事前協議が必要となることから、速やかに手続きを進めて参ります。資料2の2につきましては全国市議会議長会からの参考資料でございますので、後ほど御確認ください。資料2ページ、個人情報保護制度見直しの全体像後段の図、左側が現行のものを示しておりまして、中ほどに記載の対象により制度が異なっておりました。例えば、地方公共団体はそれぞれ条例により制度化しており、その左側の民間事業者は個人情報保護法が適用され、その所管は個人情報保護委員会であるというようにまちまちでございました。これ右側の図のとおり法律を統合して全体の所管を個人情報保護委員会に一元化されることとなります。これにより各地方公共団体には個人情報保護法の規定による共通ルールが直接適用されることとなりますが、4ページをお願いします。上段の囲みの中に保護法が適用されるのは11条の2号において地方公共団体機関とありますが、括弧書きで議会を除くとされたことから、議会は共通ルールの適用対象から除かれています。5ページでは、議会はどうすれば良いのかということになりますが、後段の囲みの中の制度見直しに関する最終報告において、要約しますと議会は新制度の対象としないが、自律的な措置を講じることが望まれるとされたところです。これを受けまして、一番下、本会をはじめ三議長会、すなわち市議会議長会と都道府県議長会、町村議長会は、各議会の参考に供するため、総務省及び個人情報保護委員会と協議し条例の例を作成いたしました。その条例の構成を示したものが7ページでございます。左側の囲みがそれに当りまして、第1章の総則の中の定義において保有個人情報について定めており、それによると、保有個人情報とは、議会の事務局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。とされています。具体的には、事務局が対象となるということで、各議員が取得する個人情報は対象外ということでございます。また、第6章では罰則を設けていまして、この条例に違反した職員及び元職員が対象となり、議員及び議長は対象外でございます。9ページ今後のスケジュールです。執行部におきましても条例案を上程する予定でございまして、議会側もそれに合わせて上程したいと考えておりまして、現段階では12月定例会上程を目指しております。そして来年の令和5年4月施行となるものです。なお、罰則規定を設ける場合、水戸地方検察庁と事前協議を行う必要があり、3か月程度かかることから速やかに開始する予定でございまして、御協議を

お願いします。

○海老原委員長 ただ今の件で、何か御意見ありますか。

○篠塚委員 議運で案を諮って、全員協議会で報告して、それからまた議運で諮って定例会に上程するという形になるのでしょうか。

○天貝事務局次長 条例案につきましては12月議会の上程を目指しております。執行部におきましても同時に上程を目指しているということでございますので、12月定例会前までには議運で案を詳細に審議していただきまして、所管となる総務市民委員会。それから全協の方にお示しして、議運の委員会提出議案として上程するという運びとなることと考えております。

○篠塚委員 議運の委員会提出議案なんですか。

○天貝事務局次長 議会に関わることで議運となるとは思いますが、議会の所管委員会は総務市民委員会ですのでそちらでもよろしいかと思っております。

○海老原委員長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、事務局説明のとおり進めて参ります。つづいて、協議事項3一般質問における議場内ディスプレイへの資料表示の検討について事務局より説明をお願いします。

○天貝事務局次長 現在一般質問の際に、議長の許可を受けた上で質問内容の理解を深めるために補助的に資料をボードに貼り付けて登壇席で掲出する、または出席者に配布している質問者がいらっしゃいます。議会は言論の府であるという原則があることから言葉により討議を行うものでありますが、一方で議会改革という観点から市民に分かり易い議会運営が求められております。そうしたことから一部の議会では、ICTを活用してディスプレイ等に資料等を表示する運営を行っているという事例がございます。調査をかけたわけではありませんが、県内では取手市議会においても行っております。ここで、本市議会の議場の現在のディスプレイの状況につきまして申し上げますと、御存知の通り2箇所ございまして、1台が事務局席の上であり、議員及び傍聴人はこのディスプレイを見ております。もう1台は久松議員の上あたりに設置されており、これを議長や執行部が見ております。表示している内容は残時間表示と電子採決の状況のみでございます。事務局席の上のものにつきましては、後ろの方の議員や傍聴人から見えにくいという御意見があることから議場内の柱の裏側あたりにディスプレイを増設するための予算を現在要求しているところであります。ディスプレイが増設されれば議場内のどこからでも見易くなることから、これを機に、一般質問の際の補助的な資料をこのディスプレイに表示できるようにする検討をしてはどうかというものでございます。具体的なイメージとしては、ディスプレイに資料等の表示を希望する議員が予め議長の許可を受けた上で、登壇席に設置する配線にタブレットを接続し資料や写真等を表示するもので、接続の操作は議員本人が行うというものであります。但し、表示する画像は会議録には載りませんので、後から会議録を読んだときに理解できるように言葉でしっかりと説明する必要がありますので、あくまでも補助的に視覚に訴えるものとして活用するよ

うなイメージで考えていただければよろしいかと存じます。御協議をお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の件で、何か御意見ありますか。

○今野委員 基本的な質問なんですけど、データでお渡しするということでしょうか。それとも、今までの紙をプロジェクターのようなもので写し取ってという感じなんでしょうか。

○天貝事務局次長 あらかじめ事務局を通してデータをいただいて、まず議長に許可を取って、それを皆さんタブレットに入れていただいて、タブレットに表示されているものがディスプレイに映るということです。

○今野委員 わかりました。それでは講演の時とかによく使うポインターは使えないということでしょうか。

○天貝事務局次長 ポインターは画面上にポインターが映ってくればと思いますが、タブレットに映っているものがそのままディスプレイに映るということです。よくスクリーンに映してレーザーポインターというのは全部のディスプレイにやらなくてはならないですから不可能です。ディスプレイがいくつもできるイメージですから。

○篠塚委員 確認ですが電子機器の持ち込みはOKになっているんですね。

○天貝事務局次長 議会が認めるものは持ち込めると。このタブレットは持ち込めます。

○篠塚委員 自分のノートパソコンは認めていないという理解でよろしいでしょうか。

○天貝事務局次長 そのとおりでございますので、議会で認めていないものは、持ち込めないということになります。

○篠塚委員 その辺も含めまして新しい機材を導入する時は協議をして、全体で見えないか。今後議運で研究をしてやっていくという方向でよろしいかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○下村委員 議場内のディスプレイの表示使用ということを検討なので、それして良いかという話は出ないんですか。いやだという方もいらっしゃるかもしれないから、まずそれを確認しないと。

○今野委員 やはりどういったものか。どういったことに使えるかという情報も得た上で判断するかということになるかと思えます。

○篠塚委員 ディスプレイも含めてICT化ですね。議会ICT化について協議していくということを決めていけば、その流れで協議していけばよろしいでしょうし、それをやるかやらないかということが下村委員の意見だと思いますので、この方向性でやっていこうと議運で決まればこれからいろいろ資料が出てくるかと思えます。私はディスプレイも含めてICT化には賛成です。ディスプレイも含めて進めていただければと思います。

○下村委員 篠塚委員のおっしゃるようにICT化をどのように進めていくのかという話が先なのかなと。それと今野委員はパワーポイントの話なんですかね。パワーポイントを駆使してやっていこうとすると説明できなくなっちゃうから。

○今野委員 私はパワーポイントということに限定しているわけではなくて、少々私が知識が無かったものですからどういう表示方法なのかなと。今までボードの時は指を指

したりできるじゃないですか。それができるかというのが私にとっては判断材料になったので聞いてみました。

○勝田委員 ディスプレイというのは実際どういったものを用いることを明確にすることに私は賛成です。なぜかという、ぼんやりした感覚の中では画像を使うのか、パワーポイントのように動きを使うのか。あるいは音声を含んだものとか、動画を参考にしてくださいというのが、場合によっては選択肢として出てくる可能性があると思うんですよね。そうするとその規程というか、それを考えていた方が良いのかなという気がします。

○天貝事務局次長 今ルールというお話がございました。今先進の議会をネットで調べた程度でございますけど、申し上げますと動画や音声の話がありましたけど、そういったものは認めていないという議会があります。やはり肖像権とか著作権とかの問題も発生しますので、静止画のみ。簡単に言いますと写真でありますとかそういったものに限定している議会がございます。ルールに関しましては導入するにあたって、当然策定しなくてはならないと思っておりますけど、ディスプレイにつきましては予算がつけばという部分。それからタブレットと繋ぐコード類。それから若干機器も必要になりますので、そういったものをまず予算要求してからということになりますので、ちょっとぼやけた議論になって申し訳ないんですけど、まずは導入するかどうかというのを御議論していただいて、詳細なルール作りはその後ということになるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○篠塚委員 基本的なことで、議場の会議録は文章でおこすことが決められていますけど、その中で言葉で残さないと文章にならないので。例えばこの部分を見てくださいますと、いったら何を言っているか分からないから、全部言葉にして会議録に残すということは決まっているかと思っておりますので、ここは基本的にずらしてはいけないということで、補佐的に画像を使用するということによろしいんですよ。

○天貝事務局次長 イメージ的にはそのようなイメージでよろしいかと思っております。

○篠塚委員 他市の議会を見た時にOHPを使ったりだとか、いろいろな簡単なものを使って見やすい開けた議会というものをやっていると思うんですけど、基本は会議録に残して土浦市議会の歴史に残るわけですから、それも含めて確認しながら進めていくという方向でよろしくお願いいたします。

○海老原委員長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 予算要求するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 では予算要求するということで進めさせていただきます。詳細については今後議運にて検討していくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 ではただ今のとおりいたします。次に今後のスケジュールについて事務局よりお願いいたします。

○天貝事務局次長 今年度予算を要求いたしまして、予算が付けばという条件付きになりますが、来年度入札等の手続きを経て配線等の工事を行うこととなりますので、早くて12月議会からの導入というスケジュールで考えております。つきましてはそれまでに運用のルールづくりをしていく必要がありますので、然るべきタイミングで進めて行きたいと存じます。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 では事務局の説明のとおり進めて参ります。その他、ございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 なければ、以上ですが、本日の資料は、各議員にこの後、非公表とするものはありませんか。事務局いかがですか。

○天貝事務局次長 ございません。

○海老原委員長 なければ、すべての資料を公表とさせていただきます。

○海老原委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。